

令和4年第2回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和4年3月2日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 16時20分

議事日程

- 開会 令和4年3月2日(水) 9時00分
- 開会の宣告
- 議長諸般の報告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針演説
- 日程第4 議案第1号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第3号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 阿武町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第11 議案第8号 阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 阿武町消防団員定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第15 議案第12号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第16 議案第13号 阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 議案第14号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第8回)
- 日程第19 議案第15号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)
- 日程第20 議案第16号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第21 議案第17号 令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第22 議案第18号 令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第23 議案第19号 令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第24 議案第20号 令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)

- 日程第25 議案第21号 令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第26 議案第22号 令和4年度阿武町一般会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

- 1番 米津高明
- 2番 上村萌那
- 3番 白松靖之
- 4番 西村容子
- 5番 松田穰

6番 池田倫拓

7番 副議長 市原 旭

8番 議長 末若憲二

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花田憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野貴夫

教育長 能野祐司

まちづくり推進課長 藤村憲司

健康福祉課長 羽鳥純香

戸籍税務課長 工藤茂篤

農林水産課長 野原 淳

土木建築課長 高橋仁志

教育委員会事務局長 藤田康志

会計管理者 近藤 進

福賀支所長 佐村秀典

宇田郷支所長 水津繁斉

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 俣野有紀

議会書記 矢次信夫

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席下さい。

○議長 開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。今年も早、昨日から3月に入りました。1月は行く2月は逃げると申しますように、日にちのたつのは早いものと感じています。

阿武町の今年の冬の天候は穏やかで推移していましたが、先月の中旬から寒い日が続きました。ここにきて少しずつ春らしい気候となってきた、梅の花も咲き、もう少しすると桜前線の話も聞かれるようになると思います。全国的に見ると北陸地方から北海道の広い範囲が豪雪になり、住民の皆さんが大変ご苦労されておりました。まだ雪が降るそうですが、気をつけて対応して欲しいと思います。しかし今からは雪解けが進むと思われます。今週末の3月5日は24節季の1つであります啓蟄(けいちつ)であり、冬ごもりをしていた土の中の虫が動き出す頃と言われており、1日でも早く本格的な春の訪れを待っているところです。

又、3月と言いますと、11年前のあの東日本大震災を思い起こしてなりません。11年前の3月11日は議会開催中であり、当日は特別委員会後の現地踏査から帰って来た時のテレビで見たあの映像は我が目を疑うものでした。

いまだに全地域が帰宅解除になっておりませんが、一刻も早く住民の皆さんが帰宅になり、以前のような暮らしに戻ることを願っております。

一方で、27年前の阪神・淡路大震災や、11年前の東日本大震災が国民の想いの中から少しずつ薄れてきたのではと思いますが、決して忘れることのない様にしなければと思います。なぜなら、自然災害は何時何処で起きるか分からないものでありますから、常に阿武町民をはじめ国民が危機感を持って

対応出来る所はしっかり行っていくのが大事だと思います。

世界に目を転じてみますと、ロシアのウクライナへの武力侵攻は決して許されるものではないと思います。世界中の一部の国を除く多くの国々から非難の声が上がっています。平和の祭典といわれる冬季オリンピックと冬季パラリンピックの間での行動は、非常に憤りを覚えずにはられません。ウクライナ国民の子どもを含む多くの犠牲者が出ています。ロシアとウクライナの交渉が行われましたが、平和的に早く終息して欲しいと思います。

新型コロナに関しては、いまだにオミクロン株の感染が止まる気配をみせていません。全国では毎日5万人、或いは6万人以上の感染者が連日発生しています。山口県においても連日200人弱、又はそれ以上が感染しており、阿武町でも14人の感染が発生しています。山口県のまん延防止等重点措置が2月20日に解除されましたが、いささか少し早かったのではと個人的には思っております。そんな中、議員各位におかれましては、諸事ご多端の中、令和4年第2回阿武町議会定例会の招集にあたり、応召ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日からの阿武町議会定例会では、令和4年度一般会計及び7つの特別会計の当初予算、合わせて47億3,171万5,000円が上程されますが、この予算によって、今後1年間の町づくりや、住民の福利厚生などが決まります。議会といたしましてはしっかり審議し、住民と行政のパイプ役だけでなく、行政のチェック役としての機能を十分発揮して頂きますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

○議長 本日の出席議員は8人全員です。ただ今より令和4年第2回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、町長施政方針演説、議案説明、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる1月28日開催の令和4年第1回阿武町議会臨時会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

2月14日 令和4年第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山

口市で開催され、本職が出席しました。

2月24日 議会運営委員会が開催され、今期定例会についての協議がなされました。その結果についてはお手元の資料の通りです。

2月27日、令和3年度阿武町栄光文化賞及び阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、2番、上村萌那君、3番、白松靖之君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる2月24日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月2日から18日までの17日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月18日までの17日間と決定しました。

日程第3 町長施政方針演説

○議長 日程第3、ここで今期定例会にあたり花田町長が施政方針演説を行います。町長

○町長(花田憲彦) 令和4年第2回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

厳しい寒さもようやく和らぎ、梅の香も薫る爽やかな季節となってまいりましたが、議員の皆様には、公私ともにご多繁の中を、本定例会にご出席を

賜り、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

さて、新型コロナを封じ込めながら、先月4日から「第24回冬季オリンピック北京大会」が開催されたところではありますが、各競技で連日熱戦が展開された結果、日本は、冬季5輪で過去最多となる18個のメダルを獲得し、中でも、スキージャンプ男子ノーマルヒルの小林陵侑選手、スノーボード男子ハーフパイプの平野歩夢選手、そして、スピードスケート女子1,000mの高木美帆選手の活躍は、日本人として、本当に誇らしく感じたところでもあります。

しかしながら、一方では、オリンピック終了後を待っていたかのように、先月24日には、懸念されていたロシアのウクライナの侵略が発生し、今正に世界は、国際社会全体の秩序の根幹を揺るがす非常事態の渦中にあります。2国間の停戦交渉を含め、今後これがどう展開するか計り知れませんが、最悪の事態にならないよう願うところでもあります。

こうした中、国内においては、新型コロナウイルス感染症は、3年目を迎えてもなお収束する気配が見えず、医療だけでなく、日本経済にも深刻な影響を与え続けており、「成長と分配」を掲げる岸田政権も、有効な経済対策が打ち出せていないでいる状況にあります。

又、現在も高齢者を中心に重症者数が増加する中、政府は「まん延防止等重点措置」について、現在31都道府県が、今月6日まで対象とされ、一方では、山口県では、先月20日を持って適用期間の解除がされたところではありますが、全国的には、ピークアウトは、まだまだ程遠い状況にあります。

ここで、この場を借りて、本町のコロナワクチンの接種状況を概略申し上げますが、先ず18歳以上ではありますが、本町のワクチン接種率は、対象者が2,969人に対しまして、1回目が93.7%、2回目が92.9%が接種済みとなっているところでもあります。

次に、現在進めております3回目の接種ではありますが、対象者は、2回目を接種した2,670人ということになりますが、町内では、2月1日から福賀診療所で、そしてこの9日からは町民センターで、週1回のペースで実施されておりまして、集計されております2月末現在ではありますが、対象者の内1,255人、率にして46.9%の方が3回目の接種を済ませていらっしゃいます。

又、12歳から17歳までの児童生徒の接種につきましては、対象者が121人に対して、接種者は88人と、率にして72.7%の接種率となっております。

なお、新たな5歳から11歳の小児の接種であります。町内の対象者は130人でありまして、接種券等は、昨日、保護者宛に発出しておりまして、今後は、保護者の同伴が原則でありますので、町の健康福祉課が希望者を取り纏めて、萩市、萩市医師会、及び福賀診療所と連携して、調整した上で、なるべく早いうちに、接種の時間、場所等について通知することといたしております。なお、現時点で一番早い接種は、3月7日の福賀診療所となる予定です。ワクチンにつきましては、ファイザー社製を使用することになっております。

さて、こうした中、延期していたABU キャンプフィールド町民開放デーを去る26、27日の2日間開催し、多くの町民の皆様にご来場頂いたところであります。

ご案内のとおり、このABU キャンプフィールドは、町の玄関口である道の駅阿武町との相乗効果を図ると共に、来町されたお客さんが、キャンプ場やサンバシカフェ、テストキッチンなどを利用して、ゆっくりと腰をかけた雰囲気で阿武町を体験出来る、正に縁側の機能を狙ったものであります。

そして、このキャンプ場への来訪者に、道の駅や地元で買い物をして頂き、更には、体験ツアーなどを通じて、奈古、福賀、宇田郷地区の各地区へ誘導し、町内全体にお金を落とし、町内で経済を回して行く持続可能な循環型社会の構築を目指すことも、その大きな目的の1つであります。

昨年12月には、この仕組みを担う民間の観光組織「阿武町観光ナビ協議会(略称「あぶナビ」)」も発足しましたので、今後は、ABU キャンプフィールドとの連携により、体験型観光による地域振興をしっかりと推進し、関係人口の増加や町内への移住、或いは定住の促進に向けた取り組みを本格的にしていかなければならないと思っております。

こうした中、この6日には、議員各位にもご案内を差し上げておりますが、オープニング・レセプションを開催し、メディアや関係者に対する内覧会も実施する予定となっております。

そして12日には、村岡知事をはじめ、議員各位も含めて、多数のご来賓を招いて、グランドオープニングセレモニーを大々的に開催する予定としております。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、ここでもう1つ報告がございますが、議会のご同意を得て加盟申請をしておりまして、NPO 法人日本で最も美しい村連合の最終審査が1月に行

われまして、先般、阿武町の新規加盟が承認されたとの知らせを受けたところであります。

この日本で最も美しい村連合への加盟条件は、人口が1万人以下で、連合加盟にふさわしい方針と景観を持っている事、そして魅力的な地域資源を有している事、さらに住民3加や首長としてのリーダーシップ、今後のビジョンの展開などが評価基準であり、特に地域資源においては、阿武火山群の恵みに支えられた農山漁村の暮らしというものと、無角和牛のこの2つが、高く評価されたところであります。

今後は、この加盟認定を契機に、日本で最も美しい村を広く宣言することで、自らの地域に誇りを持って、将来にわたって美しい地域づくりを行い、地域の活性化と自立を、住民自らの手で推進しながら、生活の営みによって形成されて来た景観や環境、地域の伝統文化を守り、地域経済の発展につなげて行かなければならないと、改めて強く決意する次第であります。

なお、NPO 法人日本で最も美しい村連合への加盟は、阿武町が全国で62番目となりますが、中国地方では島根県の海士町、岡山県の新庄村、鳥取県の智頭町に続いて4番目。山口県では、本町が初めての加盟となります。

前置きが少し長くなりましたが、本日から開会されます本議会定例会は、令和4年度当初予算を始めとする重要な諸案件についてご審議をお願いすることとなりますので、ここで新年度における私の施政方針に係る所信の一端と、主要な施策の概要について申し述べさせていただきます。

ご案内のとおり、令和4年の干支は「壬寅」であります。一説では「陽気を孕み、春の胎動を助ける」とされ、冬が厳しいほど春の芽吹きが、生命力あふれるように華々しい年、即ち、新しいステージに向かう準備段階にあたる年と言われております。

コロナ禍によりこれまでの2年間は、多くのイベントや行事が中止や延期を余儀なくされるなど、本町にとりましても、厳しい期間でありましたが、新年度におきましては、コロナ禍の厳しさを乗り越えながら、地方創生の新たなステージに向かう年としなければなりません。

そのため、令和4年度においては、「第7次総合計画」及び「第2次阿武町版総合戦略『選ばれる町をつくる』」の各種施策を着実に推進すると同時に、新型コロナウイルスに対する経済対応、そしてDXの推進など課題は山積みであります。常に問題意識とコスト意識を持って、きちんと途中経過や成果を町民の

皆さんに見える形でお示ししながら、効率的かつ重点的な施策の展開を図らなければなりません。

こうした中、本町における喫緊の課題の1つが、出生数の減少への対策であります。出生数は議員各位もご案内のとおり、ここ数年一桁が続いておりまして、因みに、平成28年度が9人、平成29年度が同じく9人、平成30年度が8人、令和元年度が4人、令和2年度が5人、そして本年度(令和3年度)につきましては、若干増えて、3月末で10人となる予定でありまして、実に6年ぶりに2桁台が期待出来るところであります。

これが、これまでの子育て支援に対する各種施策の成果の現れと言えるかどうかは分かりませんが、今後も、人口減少を最小限に抑え、「選ばれる町」をつくり、町の将来像である「夢と笑顔あふれる『豊かで住みよい文化の町』」を目指して行くためには、引き続き、阿武町らしい様々な特色ある施策を展開しながら、魅力ある町づくりを更に進め、コロナ禍による停滞している町の経済の活性化を図って行かなければなりません。

こうした中、新年度予算であります。一般会計は、対前年度比2億200万円、率にして6.9%増の31億2,800万円であります。

又、7つの特別会計の総額は、対前年度比2,696万円、率にして1.7%増の16億371万5,000円で、一般会計と特別会計の合計では、対前年度比2億2,896万円、率にして5.1%増の47億3,171万5,000円としたところであり、コロナ禍であっても希望のある未来に繋げて行くため、新年度予算の方針を「子育てを支援し、事業者を応援する予算」というふうに銘打ったところがあります。

それでは改めまして、令和4年度において取り組むこととしております主要施策等について、総合計画の7つの施策方針に当てはめて、その概要を申し上げます。

始めに、「誇りと活力ある仕事づくり」であります。農業面におきましては、新たに、県営事業による奈古の「土地区」の、ほ場整備に着手することとし、新年度においては、そのための地形測量を実施いたします。

一方で、準備を進めておりました「県営奈古地区の農地中間管理機構関連農地整備事業」につきましては、面工事の着手のための実施設計、換地計画策定等に係る町負担金を支出すると同時に、この造成地内に農業法人が整備するキウイフルーツのモデル園地の水源掘削経費に対する補助を行います。

又、今年度は、遅霜等により梨やキウイフルーツが大変な被害を被りましたが、こういった自然災害等により、極端な農業収入の減少を補填し、農家所得の安定を図るため、新たに「収入保険制度」への掛金補助を行います。

又、町内に7つある農業法人の、個別的機械投資経費の軽減を図るため、新たに、集落営農法人連合体が導入する特殊な高性能農業機械の購入費補助も行います、

農地や農道、水路等の管理の省力化対策につきましては、畦畔法面等にセンチピードグラスを吹き付ける「畦畔管理省力化事業」や新規農業者への研修費を助成する「新規農業就業者定着促進事業」も引き続き実施してまいります。

又、認定新規就農者、法人就農者、認定農業者等に対して、町単独事業により引き続き、就農準備金、家賃補助、家族就業支援等も行います。

更に、現在進めております「1/4 ワークス事業」への参加者等の住まいに供するため、新たに古民家を取得改修し、シェアハウスの整備も行います。

有害鳥獣対策につきましては、奨励金の交付や出動費への補助をはじめ、受益者が少数で国庫負担の対象とならない有害鳥獣侵入防止柵等の設置に対する補助、及び猟友会員確保のための狩猟免許取得の際の受講料や手数料の補助につきましても、引き続き町単独で支援してまいります。

畜産では、放牧による無角和牛のいる風景の造成や観光無角ツアー、無角肉の食べ方講座、食肉専門家によるPR強化などを引き続き「無角和牛との出会い創出プロジェクト事業」として実施すると共に、海外への販売を視野に入れながら無角和牛のブランド化と流通改善に努めてまいります。

次に、林業においては、自伐型林業を推進するため、林業支援員を1名増員し3名体制とするほか、森林環境譲与税基金事業による森林情報閲覧システムや「里山整備支援・放置竹林対策事業」などを実施すると共に、健全な町有林の保育にも取り組んでまいります。

次に、水産業においては、漁港の長寿命化のため、新たに、奈古漁港の浜崎護岸保全工事を行う事とし、新年度においては、このための調査設計を実施すると共に、新たな機能強化整備事業採択のため、宇田郷の今浦・元浦護岸に係る海岸保全の区域変更手続きに着手します。

又、農業と同じく、新規に漁業就業を志す法人就業者に対し、就漁準備金、家賃補助、家族就業支援を行う、町単独の「がんばる農林水産業就業・経営等支援事業」を実施すると共に、キジハタ増殖礁の設置や間伐材魚礁の製作、沈

設等についても、引き続き取り組んでまいります。

次に、商工業においては、新たに、空き家物件を整備して企業に貸し出すための、サテライトオフィスの整備に取り組めます。

又、起業を促し、起業時の初期投資等の負担軽減を図る「起業化支援事業」を引き続き実施すると共に、雇用の場の確保のために、都市部等への地縁企業への企業誘致活動、セールス活動等を従来に増して、しっかりと進めてまいります。

なお、商工業者等の事業継承につきましては、これを支援するため、譲渡人、及び譲受人双方に最大で各 100 万円の奨励金を交付する「事業継承応援事業」に取り組むと共に、地域内経済の循環の核としての、道の駅の振興や柔軟な働き方支援にも引き続き努めてまいります。

次に、2つ目の「個が尊重される生活づくり」につきましては、在宅老人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、専門家を交えて、地域の生活や暮らしを守るための仕組みづくりとして、これまで福賀地区で取り組んで来ました「新たな地域づくり調査研究事業」を、奈古そして宇田郷地区にも拡大してまいります。

又、コミュニティワゴン及び町営バス、タクシーの利用運賃の一部を助成する「福祉バス・タクシー助成事業」につきましては、対象者の年齢を 80 歳から後期高齢者の節目となる 75 歳に引き下げると共に、新たに、65 歳以上の運転免許自主返納者、及び妊産婦も対象となるよう制度の拡充を図ってまいります。

更に、町独自に実施しています高校生までの完全医療費の無料化をはじめ、保育料の完全無料化、福賀・宇田郷地区の高校生の町営バスの無料化や下宿代の一部助成等も引き続き実施してまいります。

又、これも町単独ではありますが、カナダからの外国人青年による保育士補助員の事業も引き続き実施するほか、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない細やかな支援を行って行くための拠点となる「子育て世代包括支援センター」の機能の充実を図ると共に、新たにオンライン等を活用した両親学級、育児相談の環境整備をしてまいります。

又、75 歳以上の方のインフルエンザ予防接種代金の全額助成や、妊娠を希望する女性とその家族に対する「風疹ワクチン」をはじめ、子どもの「流行性耳下腺炎」、そして「インフルエンザ」の任意予防接種代金の半額助成、更に、

制度上公的な予防接種を受ける機会がなかった40歳から57歳の男性に対する風疹抗体検査、及び予防接種の全額助成のほか、不妊治療についても、不妊治療費の一部を県の制度に町の単独費を上乗せして助成してまいります。

次に、3つ目の「人が集まるまちづくり」につきましては、町民の足となる生活路線バス、及び町営バスによる地域生活交通の維持をはじめ、奈古、宇田郷地区のコミュニティワゴンの運行や、福賀地区のデマンド交通運行事業を引き続き行ってまいります。

そして、人口減少をくい止めるための本町が目玉政策であります「定住対策ソフト事業」であります。大幅に拡充することといたしました。「就業支度金」は、第1次産業就業者への5万円を加算します。「出産祝金」は、「阿武っ子出産祝金」と銘打って、第1子をこれまでの5万円から20万円に、第2子を10万円から30万円に、第3子をこれまでの20万円を50万円に、第4子以降も祝金20万円を、これを100万円に大幅に増額いたします。

又、定住意思のある世帯が借家等に入居された場合の家賃を、月額2万円を上限に、2年間半額補助する「家賃補助」を新設すると共に、「住宅リフォーム補助金」につきましては、「不要物の撤去補助」の上限額を15万円から倍の30万円に引き上げるなど、定住奨励金の拡充と魅力化を図ってまいります。

又、新たに、事業者の働きかけにより町外から町内へ移住した社員等に対して、1人につき20万円の奨励金を事業者に交付する「事業者版定住促進奨励補助事業」を創設いたします。

更に、冒頭申し上げましたが、この度新たに「日本で最も美しい村」連合に加入いたしましたので、関連する活動費等につきましても所要額を計上させていただきます。

次に、道の駅であります。手狭となっている事務所や従業員休憩所、更に、劣化が目立つ直売所前の歩道の舗装等の改修工事を実施いたします。

なお、観光振興の要となる「阿武町観光ナビ協議会(あぶナビ)」につきましては、ABU キャンプフィールドで受け入れたお客さんに対する体験プログラムの開発等を通じて、町内全域に誘い、相乗効果を図りながら繋いで行くことで、新たな町の産業振興を図るため積極的に支援してまいります。

更に、地方創生交付金を活用した「地域内循環促進事業」として、新たに、専門家のサポートによる「あぶナビ」の機能強化や「木の駅構想プロジェクト」を通じた地域通貨の導入に取り組むと共に、「地域活性化企業人制度」を

利用して、専門業者との協定に基づいて、ビジターセンターのテストキッチンにおいて、地域食材を活用した料理教室やレシピの開発、或いは、マニュアルの作成等を行う「地域内生産物消費促進事業」に取り組む等により、地域内産物の消費を促進し、「稼げる町」の具現化を図ります。

次に、4つ目の「町の力となるひとづくり」につきましては、新年度においては、のうそんセンターの図書コーナーや支所事務室、更にトイレ等の一連の改修を行います。

更に、町民センター図書コーナーにつきましては、令和5年度の改修工事に向けて、実施設計に着手すると共に、併設する農村環境改善センターにつきましては、東側入り口の自動ドアの整備等を行う他、体育センターの屋根や外壁等の改修、更に、福賀小グラウンド夜間照明電源盤の改修工事等も実施し、各施設の利便性の向上と、長寿命化を図ってまいります。

又、先般、町内小中学校の保護者の皆さんとのカジュアルトークを実施したところではありますが、その際にあった要望にもしっかりとお応えするため、学校給食の質を高め、地元産の無角和牛やキウイフルーツ、スイカ、梨、魚などの食材を活用し、又、提供回数を増やして、地産地消による特色のある学校給食を子どもたちに提供するため、新たに「森・里・海の恵みで育つ給食事業」を実施することと致しました。

又、「まちの力となる人づくりプロジェクト実施事業」につきましては、「スポーツフェスタ」、「こどもミライプロジェクト」、「阿武町オープンカレッジ」により、各世代のニーズに合った取り組みを行います。

更に、主体的に自治活動の活性化を促進するため、自治会に対する「総合交付金交付事業」も引き続き実施すると共に、自治会の統合についても、合意を得ながら積極的に進めてまいります。

又、引き続き、文化ホールでの質の高いコンサートの開催や、ジャズコンサートの再開支援も行ってまいります。

なお、地域おこし協力隊につきましては、新たに2名を、そして集落支援員につきましては、新たに1名それぞれを募集することとしています。

このほか、まちづくり懇談会や各種団体や・グループ等とのカジュアルトークの開催につきましても、実は、この5日土曜日にも、みどり保育園の保護者とのカジュアルトークも予定しているところではありますが、コロナ禍の中ではありますが、出来る限り、又工夫を加えながら実施したいと考えております。

次に、5つ目の「未来につなぐ環境づくり」につきましては、新たに、奈古地区の町道郷川線の片橋から岡田橋住宅に続く未整備区間を整備する「町道郷川線道路改良事業」を行います。そして町道法面の支障木を除去する「安全安心な道路環境維持のための支障木伐採事業」も実施してまいります。

又、継続事業として、県営の「農村災害対策整備事業」において福賀地区の「古屋ため池」の危険ため池整備を行い、同じく福賀地区の「町道亀山十王堂線道路改良事業」につきましては、いよいよバイパス、及び道路の拡幅工事及び電柱の移転補償を行います。

更に、長寿命化のため、町道奈古漁港線の「鹿島大橋補修事業」を実施するほか、一部老朽化の見られる奈古地区の「土埜トンネル補修事業」等につきましても引き続き取り組みます。

そして、自治会に取り組んで頂いております町道等の草刈作業であります、労力負担軽減を図るため、町道の路肩や法面の舗装工事等を「町道草刈作業労力負担軽減事業」として、緊急性の高いところを選定しながら実施してまいります。

更に、集落排水が整備困難な地域における合併処理浄化槽の新設、及び更新、更に単独浄化槽から合併浄化槽への転換についても引き続き補助をしてまいります。

次に、6つ目の「安全安心な暮らしづくり」につきましては、新たに、指定避難所になっている、ふれあいセンター内多目的ホールのLED化や空調機の改修等を行います。

又、若い消防員が、消防ポンプ車の運転が可能となるよう、準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度を創設し、1人当たり10万円を上限に半額補助するほか、奈古地区の寺東集落に消火栓1基を新設することといたしております。

更に、安心な生活のため、多様化する消費生活トラブルに対応しても、引き続き相談日を毎月2回設け、相談機能の強化を図ってまいります。

最後に、7つ目の「時代に応じた行財政運営」につきましては、「デジタル化対応環境整備事業」により、固定資産税などの納付書にQRコードを付与し、決済の利便性を図ると同時に、マイナンバーカードの普及を鋭意進め、新型コロナウイルス感染症への対応など、窓口業務の環境整備や将来を見据えた事務事業の集中化、簡素化、デジタル化などにも積極的に取り組んでまいります。

次に、国の補正予算による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」への対応であります。新規の繰越事業として、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」によるワクチンの接種につきましては、引き続き町が主体となって、国の方針に従って計画的に実施してまいりまいるほか、「町民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業」につきましては、住民税非課税世帯等に対して、4月上旬を目途に、1世帯当たり10万円を支給することといたしております。

又、町全域に整備された光ファイバーにつきましては、役場本庁舎、両支所、町民センターの公共施設に引き込むネットワーク工事を実施し、行政サービスの向上を図るほか、新型コロナの感染者や濃厚接触者で、家族の支援が難しい高齢者等の搬送や緊急時の電源機能を備えた公用車の導入や、保育園においては、感染防止機能のついた食器洗浄機を導入いたします。

更に、コロナ禍で低迷している町内小規模事業者を応援するため、「阿武町町内事業所V字回復応援券交付事業」を実施して、町内小規模事業所の消費のV字回復、及び町民の家計への支援とするため、町内の小規模事業所の店舗で使用出来る500円の商品券1万円分を、事業所への応援券として、町民全員を対象に交付します。

以上、令和4年度に取り組むことといたしております重要施策の概要等について、縷々ご説明申し上げましたが、令和4年度におきましても、町の「第7次阿武町総合計画」と「第2次阿武町総合戦略『選ばれるまちをつくる』」を基本として、農林水産業における第一次産業の活性化をはじめ、子育て支援、定住促進、観光開発、地域経済の循環型社会の構築のほか、コロナ禍における「新たな日常」の構築にも配慮しながら、限られた財源の中で住民の満足度と幸福度を高め、未来に希望が持てる予算となるよう、意を用いて編成いたしましたところであります。

現在、阿武町においては、平成27年度から31年度までの5ヶ年間における「第1次阿武町版総合戦略」に従い、各種事業を展開し、当時の人口ビジョンにおける2020年の予測人口が2,946人でありましたが、戦略で掲げた目標の人口3,017人としたわけでありましたが、実績値は3,055人と、人口減少に若干ではありますが、歯止めが掛かってきた感があります。

しかしながら、基幹産業である第一次産業の担い手不足、高齢化、低所得化が顕著となり、産業活力の低下への対応は喫緊の課題であり、関係人口の構築

や産業活力の向上を図って行く必要がある一方で、本町の玄関口である道の駅の地域住民の利用率は2割以下に止まり、売り上げについても、地元産品の割合は、7割弱と低く、町民による地元生産物の消費も低い傾向にあります。

私は、このような状況を打破し、関係人口の増加や産業の活力向上を図って行くためには、今後とも外部人材の視点を活用しながら、町の姿を客観的、俯瞰的に捉えて、町民の活躍の場を創出し、阿武町にある人・生産物・環境などの魅力を最大限引き出して、価値を再構築して行く必要があると考えています。

そして、新年度においては、そのための新しい試みとして、新たに外貨を取り入れ、地域内経済循環を促進するため、本町内ではじめての運用となる、域内限定で使用可能な「地域通貨」の導入と、商工会や道の駅などの各種の町内組織での活用について研究・検討を重ねてまいりたいと考えています。

又、平行して、未利用木などを地域通貨と交換する「木の駅プロジェクト」の推進や、キャンプフィールドの利用客や薪ストーブユーザー、道の駅の温泉施設での熱源利用など、新たな出口消費に係る地域通貨の発行や流通への展開を目指し、地域内経済循環を様々な角度から検証してまいる所存であります。

繰り返しになりますが、まずは、今年度完成したキャンプフィールドやビジターセンターで構成する「まちの縁側」を拠点として、「ひと・モノ・お金」の流れを整え、持続可能な循環型社会を構築し、「稼げる町づくり」を目指して、「打てば響く町民一人ひとりに寄り添うまちづくり」を全力で推進すると共に、チェンジ・チャレンジの精神を持って、町民の皆様がより住みやすく、より豊かに、より安全に暮らせるまちづくりになお一層努めてまいる所存でございます。そして、来るべきデジタル化への取り組みにも対応しながら、地域と行政が一体となって、夢と笑顔あふれる未来を切り拓いてまいる所存でありますので、議員各位におかれましてもご理解ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号「阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等についての規定を、新たに追加するための関係条例の一部改正であります。

次に、議案第2号「阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例」、及び議案第3号「阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」、並びに議案第4号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の3議案につきましては、昨年の国の人事院勧告に伴い、一般職の期末手当を引き下げるための所要の改正を行うと同時に、議員、町長等についても、同趣旨の引き下げを行うための条例の一部改正であります。

次に、議案第5号「阿武町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、山口県からの事務事業の権限移譲に伴う都市計画法に基づく開発許可申請手数料等の規定を追加するための一部改正であります。

次に、議案第6号「阿武町定住促進条例の一部を改正する条例」につきましては、先ほどの施政方針でも若干詳しく申し上げましたので重複は避けませんが、各種定住奨励金の大幅な拡充のための条例の一部改正であります。

次に、議案第7号「阿武町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例」、議案第8号「阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例」、及び議案第9号「阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例」の3議案につきましては、それぞれの条例において、まちまちであった電柱類、地下埋設物又は看板類の徴収金額を、阿武町道路占用料徴収条例に合わせて同額とするための一部改正であります。

次に、議案第10号「阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、消防団員の処遇の改善のための、報酬額等に関する条例の一部改正であります。

次に、議案第11号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」、及び議案第12号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」につきましては、構成団体の脱退に伴う規約の変更、並びに財産処分であります。

次に、議案第13号「阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」につきましては、任期満了に伴う農業委員6人の任命につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、町長が推薦し、法務大臣が委嘱する委員3人のうち、2人の委員が任期満了となることから、新たな委員の推薦に当たり議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第14号「令和3年度阿武町一般会計補正予算(第8回)」につき

ましては、今回の補正額は1億2,087万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を33億1,314万7,000円とするもので、主には、事業の精算見込みによる減額と、公共施設整備基金に1億5,000万円、財政調整基金に1億円をそれぞれ積み立てることといたしました。

次に、議案第15号「令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)」から、議案第21号「令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)」までの各特別会計の補正予算であります。ここでの説明は省略させていただきます。何れも主には精算見込みによるもので、7つの特別会計の補正予算の総額は2,167万7,000円の増額で、総額は16億1,268万2,000円となります。

次に、議案第22号「令和4年度阿武町一般会計予算」につきましては、総額は31億2,800万円で、対前年度比2億200万円(6.9%)の増となるところであります。

なお、当初予算の基本的な考え方につきましては、先ほどの令和4年度の施政方針の中で、その主要な部分について触れさせていただきましたので、詳細についての説明は省略させていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、新年度の予算は「子育てを支援し、事業者を応援する予算」として編成したところであります。

次に、議案第23号から議案第29号までは、令和4年度における、7つの特別会計の当初予算であります。これらにつきましても、その都度、担当3与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、新年度の予算編成に当たっては、補助事業等を有効活用しながら、スクラップアンドビルドを基本として、メリハリのある予算編成に取り組むと共に、「選ばれる町」をつくるための諸施策を積極的に事業化して行く中で、一般会計と特別会計を合わせた予算規模は、47億3,171万5,000円となり、前年度当初予算の45億275万5,000円に比べて、2億2,896万円、率にして5.1%の増となったところであります。町の総合計画等に添って、諸施策を展開すると共に、新型コロナウイルスの感染症の影響にも対応したメリハリのある予算といたしたつもりであります。

次に、全員協議会における全協報告第1号「契約の締結について」につきましては、町の執行に係る契約の締結について、その概要をご報告するものであります。

次に、全協報告第2号「有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況についてご報告いたします。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議を頂きます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当3与からご説明いたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよう、お願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長 以上で、町長の施政方針演説を終わります。ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩 9時59分

再開 10時08分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第4 議案第1号から日程第15 議案第12号

○議長 日程第4、議案第1号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは議案書の1ページから2ページをお願いいたします。議案第1号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の規定を新たに追加するための一部改正であります。

それでは1ページにありますように、現行条例の第21条を第23条として第20条の次に新たに次の2条を加えるもので、まず第21条に係る妊娠又は出産等についての申し出があった場合における措置等として第1項任命権者は職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出た時は、当該職員に対して育児休業に関する制度のその他の事項を知らせるとともに、育児休業の請求に係る当該職

員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第2項では、任命権者は職員が前項の規定による申し出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

又、第22条に係る勤務環境の整備に関する措置として、任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、職員に対する育児休業に係る研修の実施

第2号、育児休業に関する相談体制の整備

第3号、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置の条文をそれぞれ追加するもので、この条例の施行は本年4月1日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第2号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の3ページから5ページとなります。

議案第2号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件につきましては、昨年 of 国の人事院勧告に伴い、一般職の年間の期末手当を0.15月分引き下げるもので、本来であれば昨年の4月に遡って適用するところではありますが、国の方から12月期においては変更せず、次年度の6月期において調整するよう通知及び要請がされ、次年度の6月期の期末手当において調整し適用するため今回ご議決をいただくものであります。

それでは5ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

右側が現行条例、左側が改正の条文で、期末手当にかかる第16条第2項の下線部が変更となる箇所ではありますが、今回の改正により、一般職の6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.075月分引き下げるため、100分の127.5を100分の120に改正し年間で0.15月分引き下げるものであります。

又再任用職員につきましては、一般職にならった形で変更するもので、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げるため、100分の70を100分の67.5に改正し、年間で0.05月分引き下げるものであります。

なお議案書の3ページから4ページの附則にありますように、令和4年6月に支給する期末手当の額においては、特例措置により、昨年の12月に支給

された期末手当の額に、一般職においては127.5分の15、再任用職員については70分の5を乗じて出た調整額をそれぞれ減じた額を支給するとされているところであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の6ページからとなります。

議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件につきましては、国の人事院勧告に伴い一般職の例により、議会議員の期末手当の支給月数を年間で0.15月分引き下げるもので、本来であれば今年の12月に4月に遡って適応するところでありますが、一般職と同じく国から12月期においては変更せず、次年度の6月期において調整するよう通知及び要請がされ、次年度の6月期の期末手当において調整し適用するため、今回ご議決をいただくものであります。

それでは7ページの新旧対照表によりご説明いたします。

期末手当にかかる第3条の下線部が変更となる箇所ではありますが、今回の改正により、一般職にならうところ100分の127.5を100分の120、議員の6月期及び12月期の期末手当にかかる箇所については、100分の170を100分の162.5に改正し、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.075月分引き下げ、年間で0.15月分引き下げるものであります。

なお議案書の6ページの附則にありますように、令和4年6月期に支給する期末手当の額においては、特例措置により今年の12月に支給された期末手当の額に100分の15を乗じて得た額を減じた額を支給するとされているところであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の8ページからとなります。

議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件につきましても、国の人事院勧告に伴い、一般職及び議会議員の例により、町長等の特別職の期末手当の支給月数を年間で0.15月分引き下げるもので、本来であれば今年の12月に4月に遡って適用するところであります

が、一般職及び議会議員と同じく国から12月期においては変更せず、次年度の6月期において調整するよう通知及び要請がされ、次年度の6月期の期末手当において調整し適用するため、今回ご議決をいただくものであります。

それでは9ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

期末手当にかかる第7条の下線部が変更となる箇所がありますが、今回の改正により、一般職にならうところ100分の127.5を100分の120、町長等特別職の6月期及び12月期の期末手当にかかる箇所については、100分の170を100分の162.5に改正し、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.075月分引き下げ、年間で0.15月分引き下げるものであります。

なお、議案書の8ページの附則にありますように、議会議員と同じく令和4年6月に支給する期末手当の額においては、特例措置により昨年の12月に支給された期末手当の額に100分の15を乗じて得た額を減じた額を支給するとされているところであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第5号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長(高橋仁志) 議案書の10ページをお願いします。

議案第5号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件は、都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する行政手続きについて権限委譲により阿武町が山口県から引き継ぐことにもなうもので、必要な手数料の種類、内容や金額を阿武町手数料条例に追加するものです。

はじめに、開発許可制度についてですが、地域における景観破壊や災害発生等の恐れのある無秩序な用地開発等を規制することが目的で、具体的には建築物を建てることを前提に、盛土等、土地の形質の変更を行う開発行為に対して一定の水準を保たせ、地域の健全な発展と、秩序ある整備を図ろうとするものであります。

なお、対象は一定以上の開発面積が条件となりますが、都市計画区域の設定のない阿武町においては、1ha以上で、かつ、盛土等、土地の形質の変更を含む建築物等が計画されるものとなり、過去に町内で対象となったものとしては、開発面積が2.3haで、かつ、ビジターセンター棟など、新たな建築物の計画があった、「阿武町・まちの縁側事業」のABUキャンプフィールドです。

次に、手数料の対象となる種類、金額については議案書記載のとおりであります。左の欄は手数料の種類、右が金額で、内容、金額ともに、これま

で山口県が採用されていたものと同様であります。

ちなみに、ABUキャンプフィールドの手数料は、10ページの表の中段であります。「主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する開発行為で、1ha以上3ha未満」となり、県に対し20万円の手数料をお支払いしたところであります。なお、施行期日は、令和4年4月1日からです。以上で、説明を終わります。

○議長 次に、議案第6号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 議案書の18ページをお願いします。

議案第6号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例をご説明します。

本案件につきましては、阿武町定住促進条例の一部を改正するもので、就業支度金に、第一次産業に就業された場合の加算と、出産祝金の交付額の引き上げ、不要物の撤去補助金の限度額を引き上げ、家賃補助金を新たに設けるものですが、詳しくは20ページからの新旧対照表をご覧ください。

(定義)第2条第1項第12号の奨励金等、本町への移住を促進するため、家賃補助金を加えます。

(事業)第3条第1項第8号に新たに本町に住所を定め、定住意思のある者が町内の賃貸住宅に住む場合、家賃補助金を交付するを加えます。

21ページをお願いします。

まず別表(第4条関係)の就業支度金に本町の基幹産業である第1次産業への就業を促進するために、第1次産業へ就業した場合は、5万円を加算するを加えます。次に出産祝金は、さらなる少子化対策として、第1子5万円を20万円に、第2子10万円を30万円に、第3子以上20万円を第3子50万円に、第4子以上100万円に引き上げます。

22ページをお願いします。

2 不要物の撤去補助金ですが、空き家バンクへの登録を促進するため、2分の1補助の限度額を15万円から30万円に引き上げます。

最後の家賃補助金ですが、新たに転入された方の家賃の2分の1を2年間補助します。ただし、月額2万円が上限です。

次の23ページは改正後の定住奨励金の一覧表です。なお施行日は令和4年4月1日です。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第7号、阿武町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する

条例、議案第8号、阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例 議案第9号、阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括して説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書24ページをお願いします。

議案第7号阿武町海岸占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件は、令和3年3月議会において、道路占用料徴収条例の一部改正で、町道等の道路にかかる電柱、地下埋設物等の占用料の改正を上程し、ご議決いただいたところですが、今回、阿武町海岸占用料等徴収条例ほかについても、同様の改正をお願いするものです。

各占用料等については、昨年度に道路占用料徴収条例の一部改正で説明させて頂きましたとおり、近隣の市と同様の内容に改正するもので、単価は実質値上げとなります。又、内訳を示す標記の仕方としては、議案書のとおり、種類は「電柱類、地下埋設物又は看板類」、金額欄は「阿武町道路占用料徴収条例・別表の占用料の例により算定した額」と、するものです。

施行期日は、令和4年4月1日からです。

続いて議案書26ページをお願いします。

議案第8号 阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案件は、議案第7号 阿武町海岸占用料徴収条例の一部を改正する条例と同じ理由、同じ内容の改正です。施行期日は令和4年4月1日からです。

続いて議案書30ページをお願いします。

議案第9号 阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件についても、議案第7号 阿武町海岸占用料徴収条例の一部を改正する条例と、同じ理由、同じ内容の改正です。

施行期日は、令和4年4月1日からです。以上で、説明を終わります。

○議長 次に、議案第10号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書33ページをお願いします。

議案第10号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この案件につきましては、全国的な消防団員の減少に歯止めがかからない

ため、今回、消防庁により消防団員の処遇の改善を図るための「非常勤消防団員の報酬等の基準」が策定され、この策定に伴い報酬等に係る条例の一部を改正するものであります。

それでは、35ページからの新旧対照表によりご説明いたします。

先ず、第14条の報酬につきましては、これまで第2項において「報酬の支払方法については、阿武町報酬及び費用弁償条例の例による」とされ、第3項において「支給の時期は、町長が別に定める時期にこれを支給する」とされていたところでありましたが、今回の国の基準により、「報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び、出勤に応じて支払われる出勤報酬の2種類とする」と規定されたことにより、これまで第15条による費用弁償として支払っていた出勤手当等を出勤報酬に改め、国の基準にならって水火災その他災害防衛等の出勤報酬については、現行の1回につき7,000円を8,000円に引き上げるものであります。又、改正後の第15条の費用弁償につきましては、団長及び団員が公務のため旅行したときに適用するものとし、費用弁償の額や支給方法については、阿武町旅費支給条例の例によるとしたところであります。

なお、この条例は、本年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第11号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書は38ページからとなります。

議案第11号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてをご説明いたします。

本案件につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係地方公共団体協議及び議会の議決を求めるもので、3月31日限りで、「玖西(くさい)環境衛生組合」が、山口県市町総合事務組合から離脱することに伴い、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更を行うもので、規約の施行は本年4月1日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第12号、山口県市町総合事務組合の財産処分について説

明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の41ページをお願いいたします。

議案第12号、山口県市町総合事務組合の財産処分についてをご説明いたします。本案件は、「玖西(くさい)環境衛生組合」が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴い、財産を処分することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、玖西(くさい)環境衛生組合に帰属させる財産は、山口県市町総合事務組合の事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、玖西(くさい)環境衛生組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則第6条に規定する額を加算した額の差額となります。以上で説明を終わります。

日程第16 議案第13号から日程第17 諮問第1号

○議長 まず、議案第13号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長(野原 淳) 議案書42ページをお願いします。

議案第13号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

本案件は、今年4月29日をもって任期満了となります阿武町農業委員会の委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

阿武町農業委員会の新委員につきましては、昨年12月20日から今年1月31日までの期間において、応募及び推薦を受け付け、定数6人に対し6人の推薦があり、何れの候補者とも欠格事項に該当しないことを確認の上、阿武町農業委員会候補者評価委員会を開催の結果、委員からも承認されたものでございます。

委員の候補者について、届出順に、氏名、生年月日、住所を朗読します。

伊藤佐登子(いとうさとこ)	昭和19年9月24日	阿武町大字宇田902番地
山本仁至(やまもとひとし)	昭和22年1月24日	阿武町大字宇生賀3583番地
藤井聖博(ふじいきよひろ)	昭和25年10月13日	阿武町大字奈古1883番地1
池田 誠(いけだまこと)	昭和21年8月9日	阿武町大字宇生賀1342番地
田中 守(たなかまもる)	昭和25年3月22日	阿武町大字木与661番地3
末益一夫(すえますかずお)	昭和36年3月7日	阿武町大字奈古2934番地3

以上6名で、新委員の任期は令和4年4月30日から令和7年4月29日まで3年間となります。以上で説明を終わります。

○議長 次に諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(羽鳥純香) 議案書43ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明します。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市町村の議会の意見を聞いて、市町村長の推薦した者を法務大臣が委嘱することになっています。

現在、委嘱を受けている阿武町の委員は、3考の(1)に掲載している3人の方々です。

委員の任期は3年で、このうち、小野善男委員、堀泰司委員のお2人が、本年6月30日をもって任期満了となりますので、新たな委員の候補者として、一人目は再任で、小野善男氏、生年月日は、昭和22年11月10日、住所、阿武町大字奈古3207番地3。もうお一人は、新任で安光明文氏、生年月日は、昭和38年5月14日、住所、阿武町大字惣郷1238番地の両名を推薦することで、議会のご意見を伺うものです。

なお、両氏の履歴書をお配りしておりますので、3考にして頂きたいと思っております。

又3考の(2)に人権擁護委員法の抜粋を記載しておりますので、ご3照下さい。以上で説明を終わります。

○議長 以上2件については、人事案件ですので直ちに審議に入ります。

ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑は、議案第13号から諮問第1号まで一括してお受けします。一括して質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

質疑ないようですので、続いて討論を行います。討論は同じく議案第13号から諮問第1号まで一括してお受けいたします。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は挙手により1議案ごとお諮りします。

まず、議案第13号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手「全員」)

挙手全員です。よって議案13号は、原案とおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手「全員」)

挙手全員です。よって諮問第1号は、原案とおり同意することに決定いたしました。

日程第18 議案第14号から日程第25 議案第21号

○議長 日程18、議案第14号から日程25、議案第21号を一括議題といたします。まず議案第14号。令和3年度阿武町一般会計補正予算(第8回)について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の44ページをお願いします。議案第14号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第8回)についてご説明いたします。

今回の補正額は1億2,087万2,000円追加し、補正後の歳入歳出予算総額を33億1,314万7,000円とするものであります。

なお歳入歳出予算補正及び繰越明許費については、別冊補正予算書の第1表、第2表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は22ページ歳出からお願いします。1款、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○議長 続いてまちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、防災行政無線費について説明する。)

○議長 続いてまちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、衆議院議員選挙費、阿武町長選挙及び阿武町議会議員補欠選挙費、阿武町議会議員選挙費、参議院議員補欠選挙費について説明する。)

○議長 続いてまちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩 10時55分

再開 11時03分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議長 続いて健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、畜産業費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、農村整備費、農村災害対策整備事業費、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて農林水産課長。

(農林水産課長、林業政策費、林野管理費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、漁港建設費について説明する。)

○議長 続いてまちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、橋梁費、過疎対策道路事業費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、(小)学校管理費、(小)教育振興費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、町民センター費、生涯学習振興費、保健体育総務費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、3災農地災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、諸支出金について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて歳入に入ります。10ページ、町税から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第15号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の45ページをお願いします。議案第15号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)について説明します。今回の補正は、予算の総額に3,210万6,000円を追加し、予算の総額を6億2,723万2,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の53ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第16号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の46ページをお願いします。議案第16号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から42万円を減額し、予算の総額を5,572万円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の62ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第17号、令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の47ページをお願いします。議案第17号、令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から99万8,000円を減額し、予算の総額を7,523万3,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の73ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第18号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の48ページをお願いします。議案第17号、令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から1,148万6,000円を減額し、予算の総額を6億5,004万7,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の93ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、昼食のため休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

休憩 11時58分

再開 13時00分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。

○議長 午前中の説明において訂正があるそうですので発言を許します。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(藤田康志) 補正予算書46ページ一番下で補正額を38万2,000円と説明したが、36万2,000円の誤りでございました。お詫びして訂正します。

○議長 それでは、議案第19号、令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計補

正予算(第1回)について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の49ページをお願いします。議案第19号、令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。

今回の補正は、予算の総額に280万9,000円を追加し、予算の総額を5,492万8,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の105ページをお願いします。歳出から説明します。

○議長 次に、議案第20号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の50ページをお願いします。議案第20号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)について説明します。

今回の補正は、予算の総額から43万4,000円を減額し、予算の総額を7,859万1,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の114、115ページをお願いします。歳出から説明します。

○議長 次に、議案第21号、令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の51ページをお願いします。議案第21号、令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)について説明します。

今回の補正は、予算の総額に10万円を追加し、予算の総額を7,093万1,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の128、129ページをお願いします。歳出から説明します。

日程第26 議案第22号から日程第33 議案第29号

○議長 日程第26、議案第22号から日程第33、議案第29号までを一括議題とします。まず、議案第22号、令和4年度阿武町一般会計予算について説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の52ページをお願いします。議案第22号、令和4年度阿武町一般会計予算について説明します。

第1条は、予算の総額を31億2,800万円と定めるものです。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は別冊予算書の第1表歳入歳出予算のとおりとするものです。又、第2条は、地方債の目的や限度額、記載の方法、利

率及び償還の方法を定めるもので、第2表地方債のとおりです。第3条は、一時借入金の最高限度額を5億円と定めるものです。第4条は、歳出予算の各項の金額の流用について、各項に計上した給料、職員手当及び共済費についてのみ同一款内での流用が出来る旨を定めるものです。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。47ページ、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○議長 続いてまちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いてまちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○議長 続いて戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、3議院議員選挙費について説明する。)

○議長 続いてまちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて健康福祉課長。

(健康福祉課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いてまちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、労働諸費について説明する。)

○議長 続いて農林水産課長。

(農林水産課長、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(農土木建築課長、村整備費、農村災害対策整備事業費について説明する。)

○議長 続いて農林水産課長。

(農林水産課長、多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて農林水産課長。

(農林水産課長、土地改良施設適正化事業費、無角和種地方創生特別事業費、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、小規模治山事業費について説明する。)

○議長 続いて農林水産課長。

(農林水産課長、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 続いて農林水産課長。

(農林水産課長、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、漁港建設費、漁港単独改良事業費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩します。

休憩 13時59分

再開 14時08分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議長 続いてまちづくり推進課長。

商工費の説明に入る前に訂正をさせて頂きたいと思います。64ページと66ページをお願いします。1/4ワークスのシェアハウスの説明で言葉足らずがありましたので、訂正をさせていただきます。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、公立学校情報機器整備事業費、(小)学校管理費、(小)教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて土木建築課長。

(土木建築課長、農林水産施設単独災害復旧事業費、3災農地災害復旧事業費、公共土木施設単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、元金、利子、諸支出金、予備費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて歳入に入ります。13ペー

ジ、1款町税から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○副町長 引き続き5ページをお願いいたします。地方債であります。これは、定住奨励金、スクールバスの運行委託、自治会総合交付金、みどり保育園外国青年保育士助手の招致、幼児教育の無償化、各種過疎対策の漁港施設、道路、消防防災整備事業のほか、臨時財政対策債の発行限度額を記載のとおりとするものであります。以上で、歳入の説明を終わります。なお、令和4年度当初予算につきましては、この予算書のほかに、別冊で当初予算の概要をお配りしておりますが、その中に予算編成方針なり予算の概要、又、主要施策、事業等記載しておりますのでご3照 いただけたらと思います。以上で説明を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩 15時09分

再開 15時17分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議長 ここで、皆さんにお諮りします。今日の閉会時間が午後4時ということですが、今から7つの特別会計予算の説明をもらいますので、若干過ぎるかもしれませんが、暫時延長したいと思いますよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

暫時延長するということで決定しました。

○議長 それでは、次に、議案第23号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の53ページをお願いします。議案第23号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について説明します。歳入歳出の予算総額は5億9,042万8,000円とします。それでは、別冊予算書の182、183ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第24号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の54ページをお願いします。議案第24号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について説明します。歳入歳

出の予算総額は5,790万円とします。それでは、別冊予算書の209、210ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第25号、令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の55ページをお願いします。議案第25号、令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は8,018万6,000円とします。それでは、別冊予算書の230、231ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第26号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の56ページをお願いします。議案第26号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は6億3,213万4,000円とします。第2条につきましては、歳出予算の流用について、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものです。それでは、別冊予算書の247、248ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第27号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の57ページをお願いします。議案第27号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明します。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,379万9,000円とします。次に、第2条地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を別途定めるものです。それでは別冊予算書の270、271ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入、第2表について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩 15時09分

再開 15時17分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議長 次に、議案第28号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の58ページをお願いします。議案第28号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明します。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,784万1,000円とします。次に、第2条地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を別途定めるものです。それでは別冊予算書の287、288ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入、第2表について説明する。)

○議長 次に、議案第29号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の59ページをお願いします。議案第29号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明します。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,142万7,000円とします。次に、第2条地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を別途定めるものです。それでは別冊予算書の306、307ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入、第2表について説明する。)

○議長 以上で議案説明を終わります。

日程第34 委員会付託

○議長 日程第34、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号から議案第12号及び議案第14号から議案第29号までの議案28件については、会議規則第39条第1号の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第12号及び議案第14号から議案第29号までの28件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 ここで発議1件を議事日程に追加し、直ちに議案にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって発議1件を直ちに議題とすることに決定しました。資料を配布いたしますので、しばらくお待ち下さい。

○議長 追加日程第1、発議第1号、ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について、趣旨説明をお願いします。7番市原 旭君ご登壇下さい。

○市原旭議員 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議、去る2月24日、ロシアは国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの侵攻を開始した。そして、首都キエフへの攻撃を開始するなど、ウクライナ全土への軍事攻撃を行っている。今回のロシアによるウクライナの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、戦後築き上げられてきた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。このように力を背景として、一方的に現象を変更しようとする軍事侵攻は、国際法の重大な違反であり、断じて容認することは出来ない。よって本町議会は、国際秩序への挑戦ともいえる今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時の攻撃停止と、完全撤退を強く求めるものである。又、政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応を行うよう、強く要請する。以上、決議する。

令和4年3月2日、阿武町議会

○議長 続いて、質疑討論は省略し、直ちに採決を行います。採決の方法は起立により行います。

○議長 お諮りします。発議第1号ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議の採択について、同意される方の起立を求めます。

(「起立全員」)

○議長 ご着席下さい、起立全員です。よって発議第1号は、原案のとおり採択することに決定しました。

○議長 お諮りします。ただ今採択された決議について、字句の整理並びに提出先については、議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって字句の整理並びに提出先については、議長に一任されました。

○議長 以上で本日の議事日程は、全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。一同礼。お疲れさまでした。

閉会 16時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 **末 若 憲 二**

阿武町議会議員 **上 村 萌 那**

阿武町議会議員 **白 松 靖 之**

